

## とっとり県民参加の森づくり推進事業費補助金交付要綱

制定 令和5年3月22日第202200317827号鳥取県農林水産部長通知  
一部改正 令和6年3月29日第202300332758号鳥取県農林水産部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、とっとり県民参加の森づくり推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、豊かな森づくり協働税を活用し、広く県民に森づくりへの参加を促す森林体験活動等を支援することにより、県民の参画と協働による森づくりの推進を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）を、同表の第5欄によって算定した額（同表の第6欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (企画書等の提出)

第4条 本補助金の交付を希望する事業実施主体は、とっとり県民参加の森づくり推進事業企画募集要領（令和5年2月20日第202200283406号鳥取県農林水産部長通知。以下「企画募集要領」という。）に基づき、企画書等を当該企画の主な実施場所を所管する次の表に掲げる地方事務所の長（以下「地方事務所の長」という。）に提出しなければならない。

企画の主な実施場所	所管地方事務所
鳥取市、岩美郡、八頭郡	東部農林事務所八頭事務所
倉吉市、東伯郡	中部総合事務所
米子市、境港市、西伯郡	西部総合事務所
日野郡	西部総合事務所日野振興センター

2 地方事務所の長は、前項で提出のあった企画書等の提出があったときは、その内容、補助対象経費等が企画募集要領及びこの要綱に定める要件を全て満たし、必要な書類が整っていることを確認の上、その写しを農林水産部森林・林業振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

### (企画書等の審査・選定)

第5条 局長は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定に基づき設置する鳥取県豊かな森づくり協働税関連事業評価委員会（以下「評価委員会」

という。)を開催し、評価委員会において前条に係る企画書等の内容を審査し、予算の範囲内で本補助金を交付すべき企画を選定する。

- 2 地方事務所の長は、様式第1号により、企画書等を提出した団体に対して第1項の審査結果を通知するとともに、企画が採択となった団体には交付申請書の提出期限を通知するものとする。

#### (交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、地方事務所の長が前条第2項の通知により定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等)若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額を別表の第5欄によって算定した額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

#### (交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 地方事務所の長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

#### (交付決定前着手)

第8条 事業実施主体は、原則として、前条第2項の交付決定通知を受けた後に事業を実施するものとする。ただし、企画募集要領に定める第1次募集分の事業であって、交付決定後に支払いを行うものに限り、第5条第2項の審査結果通知を受けた後、事業に着手することができる。

- 2 前項ただし書きにより交付決定前に着手する場合には、様式第4号により、その理由を明記した交付決定前着手届をあらかじめ地方事務所の長へ提出するものとする。

#### (承認を要しない変更)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第7欄に定めるもの以外の変更とする。

- 2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

#### (実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は補助事業の完了予定日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、

様式第2号によるものとする。

- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合には、確定次第速やかに、様式第5号により地方事務所の長に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、地方事務所の長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

#### （事業効果の検証）

第11条 局長は、評価委員会において実績報告の内容に基づき事業効果の検証を行うこととし、地方事務所の長は、事業実施主体に対して検証結果を通知するものとする。

#### （提出書類の部数等）

第12条 規則及びこの要綱の規定により地方事務所の長に提出する書類は1部とする。

#### （雑則）

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行し、令和5年度事業から適用する。

この要綱は、令和6年3月29日から施行し、令和6年度事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第6条、第9条関係）

<p>1 補助事業</p>	<p>とっとり県民参加の森づくり推進事業</p> <p>森林整備及び森川海の繋がりでの体験学習、源流森林の探訪、森林教室及び学校林の育成等、広く県民に森づくりへの参加を促す森林体験活動等</p> <p>ただし、次の要件をいずれも満たしていること。</p> <p>(1) 県内で行うこと。</p> <p>(2) 応募団体構成員以外の者の参加を募ること。ただし、事業実施主体が小中学校等の場合は、この限りではない。</p> <p>(3) 森川海の繋がりでの体験学習は、森づくりの推進が川や海の豊かさに繋がることを学ぶ内容とし、森をフィールドとした森林整備や森林教室等の実施と川又は海をフィールドとした水辺の体験学習や清掃活動等を併せて実施するものであること。</p>
<p>2 事業実施主体</p>	<p>(1) 県内に事務所又は活動拠点を有するNPO及びボランティア団体（法人格の有無を問わないが、定款又は定款に代わるものを有する団体）</p> <p>ただし、次に掲げる団体は除く。</p> <p>ア 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体</p> <p>イ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体</p> <p>ウ 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体</p> <p>エ その他、本事業の適正な実施ができないと認められる団体</p> <p>(2) 森林組合等</p> <p>(3) 集落、自治会、町内会等</p> <p>(4) 小中学校等</p> <p>(5) (1)～(3)で構成する実行委員会等</p>
<p>3 補助対象経費</p>	<p>講師謝金、講師旅費、消耗品費（取得価格が10万円未満の物品に限る。）、燃料費、食糧費（講師昼食代、イベント当日の参加者等の昼食の食材購入費及び打ち合わせ茶菓代に限る。）、通信運搬費、使用料及び賃借料、印刷製本費、開催広告料（上限は30万円とする。）、傷害保険料、賃金（会場周辺整備、イベント運営）、委託費（専門知識・技術を要する業務や危険を伴う作業に係るものに限る。）、看板設置費、振込手数料</p> <p>各経費の詳細は企画募集要領の別紙のとおりとする。</p>
<p>4 補助率</p>	<p>10/10</p>
<p>5 補助金の額</p>	<p>3欄に掲げる補助対象経費に4欄の補助率を乗じて得た額から本補助事業に伴う収入を控除した額</p> <p>（交付申請額は10万円以上とする。）</p>
<p>6 上限額</p>	<p>100万円</p>
<p>7 重要な変更</p>	<p>補助金の増及び30%を超える減</p>

（団体名）  
（代表者名） 様

職 氏 名

年度とっとり県民参加の森づくり推進事業（第 次募集分）の  
企画書等の審査結果について（通知）

年 月 日付けで提出されたとっとり県民参加の森づくり推進事業の企画書等について、年 月 日に開催された鳥取県豊かな森づくり協働税関連事業評価委員会での審査結果を下記のとおり通知します。

（担当・連絡先）

記

[採択の場合]

- 1 審査結果  
採択
- 2 委員の意見
- 3 査定の考え方
- 4 交付申請について  
鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第5条の規定に基づき、年 月 日までに交付申請書を提出してください。  
なお、交付申請書の作成に当たっては、上記の「委員の意見」を参考にするとともに、「査定の考え方」に従ってください。

[不採択の場合]

- 1 審査結果  
不採択
- 2 委員の意見



## 2 収支予算（精算）

(1) 収入の部 (単位：円)

区分	予算額	(決算額)	(増減額)	備考
県補助金				
参加費・負担金				
自己資金				
計				

(2) 支出の部 (単位：円)

区分	予算額	(決算額)	(増減額)	備考
事業費				
計				

3 事業完了（予定）年月日  
年 月 日

## 4 他の補助金の活用の有無

活用の有無	1 有	2 無
補助金名		
事業内容		
問合せ先	部署名・団体名	電話番号

注1) 他の補助金の活用の有無について、該当する番号を丸で囲むこと。

注2) 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

## 5 消費税の取扱い

1 一般課税事業者	2 簡易課税事業者	3 免税事業者
4 特定収入割合が5%を超えている公益法人等	5 地方公共団体	
6 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者		

注) 該当する番号を丸で囲むこと。

## 6 事業実施に係る予算（決算）経費明細書（消費税相当額を含め、記入）

### 収入

区分	参加費の詳細（イベント毎に徴収単価、使途内訳等を記入）	計（円）
応募補助金額		
参加費・負担金		
自己資金		
合計		

### 支出

区分	経費の明細（何に使用するかを明記し、単価、数量等を記入）	計（円）
講師謝金		
講師旅費		
消耗品費		
燃料費		
食糧費		
通信運搬費		
使用料及び貸借料		
印刷製本費		
開催広告料		
傷害保険料		
賃金		
委託費		
看板設置費		
振込手数料		
合計		

注1）自己資金等が含まれる場合は計欄上段に（ ）書き（内数）で記載すること。

注2）イベント等を複数回実施する場合は、イベント毎の経費が分かるように記載すること。

7 実施内容比較（実績報告の場合のみ記載）

区分	当初申請	実績報告	備考(変更理由)
実施箇所			
実施時期			
参加人数			
実施内容			

8 経費内訳比較（実績報告の場合のみ記載）

区分	当初申請	実績報告	差引増減	備考（変更理由）
講師謝金				
講師旅費				
消耗品費				
燃料費				
食糧費				
通信運搬費				
使用料及び 賃借料				
印刷製本費				
開催広告料				
傷害保険料				
賃金				
委託費				
看板設置費				
振込手数料				
合計				

注) 自己資金等が含まれる場合は（ ）書きで（内数）記載すること。

9 自己評価（実績報告の場合のみ記載）

区分	自己評価			
	1	2	3	4
①目標が達成できたか	達成できた	ほぼ達成できた	やや達成できなかった	ほとんど達成できなかった
	(理由)			
②提案した事業が確実に実行されたか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な方法、計画、予算であったか。</li> <li>・実施内容の公開が図られたか。</li> <li>・必要に応じ改善策を講じる等工夫を図ったか。</li> </ul>	1 実行できた	2 ほぼ実行できた	3 やや実行できなかった	4 ほとんど実行できなかった
	(理由)			
③参加者の森林を守り育てる意識の向上を図ることができたか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者に豊かな森づくり協働税について説明するとともに、森林の働きや整備の必要性を伝えたか。</li> </ul>	1 できた	2 ほぼできた	3 ややできなかった	4 ほとんどできなかった
	(理由)			

注) 該当する自己評価区分の番号を丸で囲み、そう評価した理由を記載すること。

番 号  
年 月 日

（団体名）  
（代表者名） 様

職 氏 名

年度とっとり県民参加の森づくり推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったとっとり県民参加の森づくり推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「とっとり県民参加の森づくり推進事業」とし、その内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |          |   |   |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、とっとり県民参加の森づくり推進事業費補助金交付要綱（令和5年3月22日付第202200317827号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第7条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

地方事務所の長 様

所在地  
名称  
代表者

とっとり県民参加の森づくり推進事業費補助金交付決定前着手届

年 月 日付第 号で審査結果の通知があった 年度とっとり県民参加の森づくり推進事業（第1次募集分）の一部について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、とっとり県民参加の森づくり推進事業費補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 交付決定前に着手する事業に関して、補助金が交付されないこととなっても異議がないこと。
- 2 交付決定を受けるまでの期間に天災地変の事由等によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らの責任とすること。
- 3 交付決定を受けるまでに支払った経費は、補助対象外となること。

事業の内容	別添「企画書（企画募集要領様式2号）」のとおり
着手予定日	
交付決定前に着手する事業内容とその理由	
備考	

年 月 日

地方事務所の長 様

所在地  
名称  
代表者

年度とっとり県民参加の森づくり推進事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあったとっとり県民参加の森づくり推進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額	金	,	円
2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	金	,	円
3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額	金	,	円
4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）	金	,	円

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第5号 別紙（第10条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分	課税仕入れ			非課税仕入れ	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分		
経費の内訳					
	合計				

(2) 課税売上割合 ○○%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法